

国立大学法人和歌山大学監事監査規程

制 定 平成16年 4月 1日
法人和歌山大学規程第 945号
最終改正 令和 4年 3月16日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）

第11条第4項の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）の監事監査について定め、本学の業務の適法性と妥当性を確保することを目的とする。

(監事の基本的心得)

第2条 監事は、常に業務運営の実施状況を把握するとともに、運営上の課題の認識を深めるよう努めるものとする。

2 監事は、監査機関たる地位にある者としての正当な注意をもって、監査を行うものとする。

3 監事は、意見を形成するにあたり、よく事実を確かめ、合理的な判断を行うよう努めるものとする。

4 監事は、その職務を遂行するにあたり、常に公正不偏の態度を保持するものとする。

(監事間の情報の共有)

第3条 監事は、職務遂行上知り得た重要な情報を他の監事と共有するよう努めるものとする。

(監査の範囲)

第4条 監査は、本学の業務及び会計について行う。

(監査の方法)

第5条 監査は、書面監査及び実地監査その他監事が適当と認める方法により行う。

2 監査は、定期監査及び監事が必要と認めたときに行う臨時監査に区分する。

(監査計画)

第6条 監事は、毎事業年度初めに監査計画を作成し、学長に提出するものとする。

(監査の事務補助)

第7条 監事は、監査室の職員に監査に関する事務を補助させることができる。

2 監事は、必要と認める場合、学長の承認を得て、前項の職員以外の職員に臨時に監査の事務を補助させることができる。

(監事の権限等)

第8条 監事は、役員（監事を除く。以下同じ。）及び教職員に対して、監査に必要な帳簿その他の資料の提出並びに業務遂行に関する説明及び報告を求めることができる。

2 監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第8条の2 監事は、いつでも、役員及び教職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本学の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、本学が法人法又は準用する独立行政法人通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

3 本学に子法人（本学がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものを

いう。)がある場合、監事は、その職務を行うため必要があるときは、当該子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

(監査の実施)

第9条 監事は、本学の業務運営状況、業務執行状況及び会計処理状況の実態を把握し、関係法令等に基づき、適正に執行されているか監査する。

(監査の報告等)

第10条 監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告書を作成し、学長に提出しなければならない。

2 監事は、監査の結果、必要があると認める場合は、法人法第11条第5項の規定により、学長及び文部科学大臣に対し意見書を提出することができる。

3 学長は、監事の意見書に対して適正に対処しなければならない。

(文書の回付)

第10条の2 次の各号に掲げる書類等は、監事に回付するものとする。

- (1) 文部科学大臣の許可又は承認を必要とする中期計画、財務諸表等の書類
- (2) 文部科学大臣に提出する事業報告書及び決算報告書
- (3) 国立大学法人評価委員会及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に提出する書類
- (4) 会計検査院その他外部の者により実施される検査又は監査に関し提出する書類
- (5) 諸規則の制定及び改廃に関する書類
- (6) 訴訟に関する書類
- (7) その他業務運営に関する重要な書類

(役員の報告義務)

第11条 本学の役員は、本学に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(学長等への報告義務)

第11条の2 監事は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長（当該役員が学長である場合にあっては、学長選考・監察会議）に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

(会計監査人及び監査室との連携)

第12条 監事は、会計監査人及び監査室と連携し、的確かつ効率的な監査の実施に努めなければならない。

(守秘義務)

第13条 監事及び監査の事務を補助する職員は、正当な理由なく、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、監事監査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年7月23日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年7月23日一部改正：法人和歌山大学規程第1141号）

この改正規程は、平成22年7月23日から施行し、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1622号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月31日一部改正：法人和歌山大学規程第2017号）

この改正規程は、平成30年1月31日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月16日一部改正：法人和歌山大学規程第2397号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。